

「ウザイ」「むかつく」等のからかいの言葉から 体調不良を訴えたA男の初期対応事例

この事例解説では、平成19年度岩手県中学校の事例を基に、初期対応のポイントをまとめました。

発見
(把握)

問題の
状況

A男は、1期考査後、体調不良を訴えて保健室を訪れた。養護教諭は、心因的背景を念頭に置きつつ、身体症状に丁寧に対応すると、次第に「ウザイ」「むかつく」などと言われたり、身体的特徴についてからかわれていると訴えた。

いじめのサインを敏感にキャッチする

いじめ被害に遭っている生徒は、親を含めて他人には言いにくいものであり、少しでも訴えやすい人(場)の存在が救いになる。人間関係(親密さ)がある人には訴えやすくなるものであり、日頃の二者関係づくりが、いじめの早期発見にも有効である。

いじめそのものより、「腹痛」「体調不良」などの身体症状の方が訴えやすい。「過呼吸」「家出」「欠席の増加」「おどおどした態度」「教室に入りたがらない」「おとなしくなってきた」「何か様子が違う」などの兆候をキャッチしたりする例もある。

養護教諭
の対応

養護教諭は、保健室でゆっくり休ませながら状況を確認した。そして勇気をもって打ち明けてくれことを支持し、いじめから守ること、Aの意向を尊重しながら対応していくことを明確に伝えた。

いじめの訴えを受けた教師は、次の点に留意しながら聴く

いじめはプライドを著しく傷つけられることであり、それを訴えることは勇気がいること。「よく打ち明けてくれたね」などと言って、敬意を払う。

いじめは許されない行為であり、全教職員あげていじめから守ることを明確に伝える。

被害生徒の心情や要望を汲みとりながら、あなたと相談しつつ対応していくことを伝える。
例:「あなたの気持ちを無視して進めたりしない。相談しながら進めていくよ」

いやな思いやつらさに共感しながら、「時系列」に「客観的事実」と「主観的事実(受け止め方)」「推測」を混同しないように、5W1Hを明確にしながら、状況を確認する。

養護教諭
の対応

養護教諭はすぐに教頭・生徒指導主事・担任・学年長に報告した。チーム会議では、直ちに加害生徒から事情聴取することは早計と判断し、職員からの情報収集、アンケート調査の実施後、個別に事実確認することにした。

個別の状況確認に際しては、次の点に留意する

状況確認の手順を確認する(いつ、どこで、誰が誰から聞くか)。

5W1Hで状況を確認する(いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どうした)。できれば図示したりしながら、具体的に聞く。

いじめを受けたときのつらさを受け止めつつ、この問題をどのようにとらえているのかを確かめる。

対
応

今後、誰にサポートしてほしいか（被害生徒を支える資源）を確認する。

現時点で「絶対（できれば）してほしいこと」や「絶対（できれば）してほしくないこと」を確認する。学校からも保護者に連絡することを確認する。

「被害生徒にも原因がある」といった視点で聞かない。

いじめを訴えることができても不安感はぬぐえない。被害生徒が今日明日、どのように行動すればいいか、教師はどうサポートするか確認し合うと安心感が高まる。

例(1)：明日いじめ被害を受けたとき、どのように振る舞えばいいのか。そのとき誰にどのようにSOSを出すか。など

例(2)：このあと、生徒と教師がお互いに何をすればいいのか（何をしないようにするか）、明日登校したら、まず職員室に来て気持ちを落ち着ける。など

保護者へは、その日のうちに電話で一報入れるとともに、アポイントを取った上で、責任ある立場の教師（副校長や生徒指導主事・学年長など）と担任が家庭訪問をし、状況を説明する。その際「学校としてこうした問題を防げなかったこと」「被害生徒、保護者につらい思いをさせたこと」を学校として謝罪する。その上で、被害生徒のケア、問題の解決、再発防止に向けて誠意を持って取り組むことを約束する。また、その後の保護者への経過報告等は、いつ、誰から、どのように行うのかも明示する。

加害生徒
がいじめ
でないと
主張した

アンケートには、二、三そのような事実が書かれてあったが、加害生徒たちはあくまで「いじめ」ではないと主張し、事実関係を認めなかった。

被害生徒と加害生徒、周囲の生徒のいじめ認識に隔たりがある場合、以下の点に留意する。

双方が主張する「客観的事実（何があったか）」と「主観的事実（どう受け止めたか）」を混同しない。

特定の教師（教育相談係等）を調整役とし、5W1Hにそって具体的に事実を確認し合う。その際、性急に「いじめの有無」を決めつけしないで、双方の言い分を客観的に整理する。アンケート結果も冷静に提示する。

被害生徒の過剰反応が懸念される場合、まずは「いやな思い」などの主観的事実（気持ちや受け止め方）をしっかりと受容する。「思い過ぎ」といった決めつけはしない。過剰反応の背景として、例えば家族の問題や生徒の性格傾向の問題、学校生活の行き詰まり等が見えても、安易に問題を背景の方にシフトしない。

被害生徒が感じているつらさを共感した上で、認知と行動レベルで、誰が（被害生徒は・教師は・保護者は・クラスや学年は）どうするかを具体的に考えていく。

加害生徒の隠蔽やごまかし、開き直り等と判断される場合、悪いとは思いつつも、処分や叱られることの回避、過去にウヤムヤにすることができた体験の再現を図る意図などが隠されている。状況証拠を提示し、被害生徒のつらさを伝えつつ、ウヤムヤにはしないことをはっきりと伝える。また、あなたには「こうなってほしい」「こういう認識を持ってほしい」「こういう行動をとってほしい」という具体的な解決像（期待）を示して指導していく。

いじめをする生徒は「わからないのか」「できないのか」「しないのか」という段階で言えば、どこに問題があるのかを把握する。自分の行動がいじめに相当することや、相手のつらさまで思いが及ばない（「わからない」段階の）生徒の場合、反省を求めらる中で、ロールプレイ等も交えて体験させて教えることも有効。

安易に考えて当事者生徒同士の「謝罪」や「和解」をさせない。教師は、被害生徒と加害生徒それぞれと個別に話し合いながら、合意点を探り、チームで安全な話し合いができる見通しを確認した上で当事者生徒同士の話し合いの場を作る。その際も、司会進行の仕方や、どのようなことをどのように伝え合うのか等、十分にシミュレーションしながら話し合いを企画する。

保護者の
主張も対
立した

アンケートや事情聴取から、ある程度のいじめの実態が見て取れた。ただ、被害生徒が訴えるほど行為は悪質ではなさそうなこと、加害生徒にいじめの認識が薄いことであった。そこですぐに謝罪の会を開き、仲直りをさせれば大丈夫と判断し、加害生徒にはどんな行為でもいじめはいじめであることを諭し、謝らせた。被害生徒には、これで大丈夫だから、後はあまり気にしすぎないように話した。しかし、後日、双方とも不満を表し、双方の保護者もが納得しない状況になった。

認識の違いや主張の対立の背景や対応について、次の点に留意する。

被害生徒の保護者がいじめ被害を訴え、相手方に強行に謝罪等を求める場合、背景にいじめに対する正義感や憤り、我が子のつらさを十分にわかってほしいこと、相手方や学校の対応に対する不満や不信などの心情がある。そうした思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む必要がある。

その土台の上に、被害生徒の反省の様子や指導プランについて説明する。学校の「いじめを許容しない姿勢」と「被害生徒のケアを図る姿勢」とともに、「加害生徒の成長を図る姿勢」を説明しつつ、学校の具体的対応と期待する効果、限界を率直に伝え、理解と協力を求めることが必要。

加害生徒の保護者が全面的に非を認めない場合、あるいは、一部しか認めない場合、わが子の指導措置（退学させられるのではないかと、進学等に不利になるのではないかと等）を恐れたり、わが子の主張を鵜呑みにしていたり（溺愛や、親子関係の悪化を回避するため等）日頃の学校への不満や不信が背景にあったりする。そうした思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む必要がある。

こうしたことを理解しつつ、事実を正確・客観的に伝えること、加害生徒の成長上の課題や、学校生活上の問題の克服を図ることを大切に考えていること、具体的な期待を示し（相手の気持ちを思いやる、こうした行動をとってほしい、こうした考えをもってほしい等）、その実現に向けた取組プランも含めて理解と協力を求めることが必要。

加害生徒と被害生徒の保護者同士が対立する場合、教師が間に入っただけの関係調整が必要となる。双方の和解を急がず、まずは教師とそれぞれの保護者との信頼関係を見直し、強化していくことが重要。また、その際、担任にこだわらず、管理職等が率先して乗り出すことも有効。

解決の道筋には、関係者への個別指導や、グループ、部、クラス、学年、全校などへの集団指導（ガイダンス、講演会、話し合い、ピアサポート、SGEなど）を含む。日頃からこうした指導の全体像を描き、職員で共有しておくことが有効。

いじめ問題への対処について、どのような手順で、何を目標に指導していくか、本事例のような場合はどうするかなど、ケース分けをしながら予め生徒や保護者に説明する。学年たよりや学校たより等でも明示し、折に触れ（PTA会合等で）確認していくことが必要。

対
応

反省点

アンケートに記されていたようないじめを伺わせる兆候について、複数の教師が何となくおかしいと感じていたが、教師間で共有する意識が薄かった。

それほど悪質ないじめではないと判断し、謝罪させれば大丈夫だろうと考え、和解を急いだ。結果的に加害生徒と被害生徒それぞれが、いじめ行為をどのように受け止めていたか、どのような心情でいるかといったことへの理解が不十分であった。

保護者へも、謝罪の会を開き、いじめが「早期に」「大きな問題にならないうちに」解決したことに力点を置いて説明した。このため事実をつきあわせたり、保護者の心情をくみ取ることが不十分であった。